

(地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づく地方公共団体実行計画)

西原町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
(平成27年度～平成31年度)

平成27年6月

西原町

目 次

第 1 章	計画の基本的事項	1
1	目的	1
2	計画期間	1
3	対象範囲	1
4	対象とする温室効果ガス	1
第 2 章	温室効果ガス排出量の目標	2
1	方針	2
2	目標	3
第 3 章	取組内容	4
1	職員共通の取組	4
2	庁舎・施設管理等での取組	6
3	地球温暖化対策担当課の取組	8
第 4 章	計画の進行管理	9
	進行管理の仕組み	9

参考資料

別表 1 対象範囲施設等一覧

第1章 計画の基本的事項

1. 目的

西原町では、『地球温暖化対策の推進に関する法律』に基づき、庁内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組を推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的に、「西原町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、取組を推進していきます。

地球温暖化対策の推進に関する法律 第20条の3第1項(抜粋)

第20条の3 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

2. 計画期間

平成27(2015)年度から平成31(2019)年度の5年間を計画期間とします。本計画の基準年度は、平成26(2014)年度とします。

3. 対象範囲

「西原町地球温暖化対策実行計画」の対象範囲は、西原町役場の全事業拠点の事務及び事業とします（参考資料「別表1」参照）。

4. 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法の対象とする7つの温室効果ガスのうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）として取組を推進していきます。

第2章 温室効果ガス排出量の目標

1. 方針

西原町では、温室効果ガス排出量を削減していくために、次の方針で取り組んでいきます。

基本理念

西原町は、自然に恵まれ、住む人や訪れる人々の心をなごませ、安らぎと潤いのある空間が町への愛着心の源となるかけがえのない財産となっています。

この豊かな自然を守り育ていくために、西原町では、「西原町地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガスの削減や省エネ・省資源を推進すると共に、環境法・条例等を順守します。

基本方針

1. 日常的な取組の推進

職員一人ひとりが事務事業の執行の中で、限りある資源を有効活用するため、温室効果ガスの削減や、省エネ・省資源に取り組み、環境法令順守に努めます。

2. 継続的な改善の実施

温室効果ガスの排出状況を適切に把握し、継続的な改善を行いながら、目標の達成に向けた取組みを推進していきます。

3. 取組の公表

温室効果ガス排出量の実態及び取組成果等を、町内外に広く公表し、町民・事業者への率先垂範となることを目指します。

平成27年6月 西原町長

2. 目標

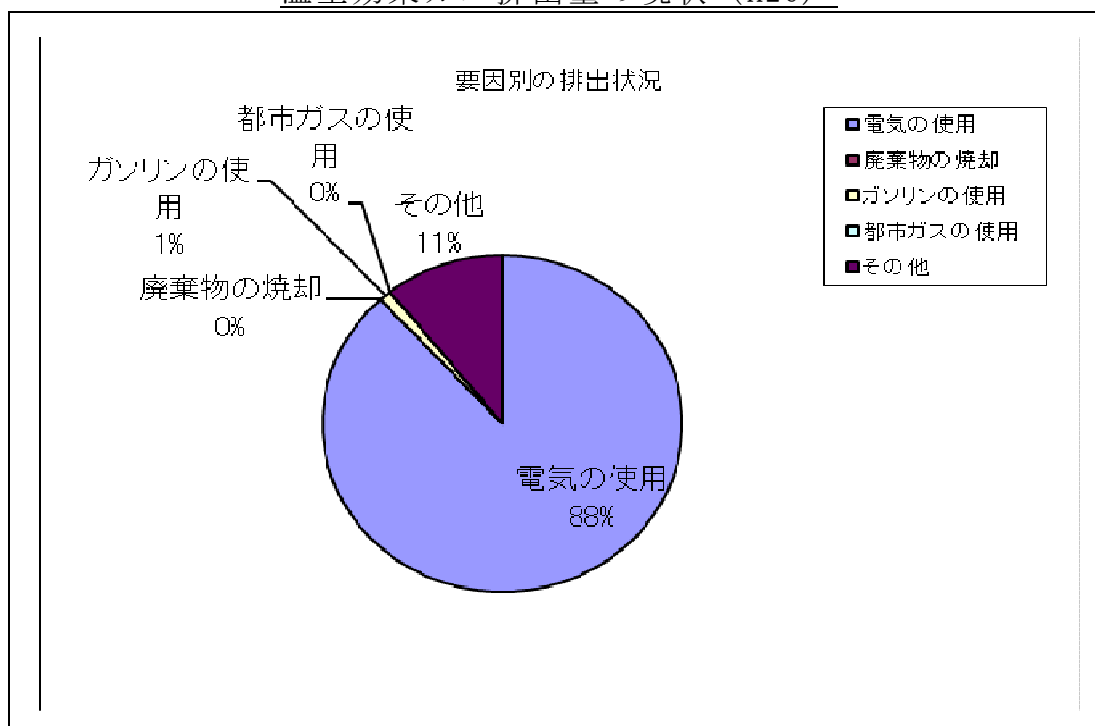
西原町は、計画期間中に、町役場等から出る温室効果ガス総排出量を、平成31年度までに、5%削減します（平成26年度を基準とします）。

目 標	西原町は、 計画期間中の温室効果ガス総排出量を 5% 削減します。
------------	---

区 分	基準年度排出量 (平成26年度)	削減目標	目標年度排出量 (平成31年度)
二酸化炭素 (CO ₂)	3, 517 t-CO ₂	5%	3, 341 t-CO ₂

各年度の温室効果ガス排出量の実績と目標の達成状況は、計画の進行管理の項に示すように、適宜、情報公開していきます。

温室効果ガス排出量の現状 (H26)



第3章 取組内容

1. 職員共通の取組

計画では、職員ひとり一人の環境配慮意識の向上が重要であり、次に示す取組を励行することが重要です。

【日常業務に関する取組】

項目	取組内容
空調	空調設定温度・湿度の適正化等 <ul style="list-style-type: none"> ・冷房の使用は、室内温度が27℃以上かつ湿度が70%以上の場合とします。(ただし、法令等で別に定められている場合はこの限りではない。) ・冷房の設定温度は、室内温度が26℃以下にならないように設定します。 ・その他、被服で温度調節に努めます。
	使用されていない部屋の空調停止
	換気運転時間の短縮等の換気運転の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務をする場合、冷房は消し扇風機等で対応する。
	夜間等の外気取入れ
照明	冷房のフィルター等の定期的清掃
	照明を利用していない場所におけるこまめな消灯 <ul style="list-style-type: none"> ・会議室等は退庁時に必ず消灯します。 ・退庁時に電気機器の電源が切られているか確認し、「庁舎戸締り等点検表」に記入することとします。
	照明を利用していない時間帯におけるこまめな消灯 <ul style="list-style-type: none"> ・昼休みは原則消灯し、昼窓等以外の場所は消灯します。
	時間外勤務における照明利用 <ul style="list-style-type: none"> ・効果的、計画的な事務処理に努め、時間外勤務の削減を図り点灯時間の削減に努めます。 ・時間外勤務をする際は、必要な場所だけ照明をつけます。
	省エネ照明の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・LEDなどの省エネに最適な照明を導入します。
エレベーター	利用の少ない時間帯における一部停止 <ul style="list-style-type: none"> ・階段利用を推進します。
事務機器	使用しない時間帯における電源の遮断 <ul style="list-style-type: none"> ・OA機器等の電源をこまめに切るように努めます。
公用車	エコドライブの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・急発進、急加速をしない。 ・車輛を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努めます。 燃料使用量の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・公用車から離れるときは必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控えます。 ・公用車に不要な荷物を積んだままにしない。

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

【省資源の推進】

項目	取組内容
用紙類	両面コピー、裏面利用の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・配布物は、原則として両面印刷をします。 ・個人用資料については、プリントミス等の書類の裏面を有効活用します。
	資料の共有化や簡略化
	再生紙の購入 <ul style="list-style-type: none"> ・外注印刷物には、再生紙の使用と両面印刷を指定します。
	庁内情報システムの有効利用 <ul style="list-style-type: none"> ・庁内LANを活用し、不要な印刷を避けます。
廃棄物 リサイクル	物品の再利用や修理による長期利用
	排出ゴミの分別徹底、資源化促進
	割り箸・紙コップ使用自粛（マイカップ等利用促進） <ul style="list-style-type: none"> ・使い捨て容器の購入は極力控えます。
	封筒、ファイルなどの再利用促進
水道	節水の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努めます。
物品購入	<ul style="list-style-type: none"> ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入します。 ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入します。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が参加できる環境保全活動について、必要な情報提供を行います。 ・通勤における徒歩、自転車の利用を推奨します。 ・公用車の更新時に、小型車や低燃費車、ハイブリットカーの導入を図ります。 ・公共施設の緑化を推進します。 ・役場庁舎、小学校等に太陽光発電の導入を図ります。 ・公共施設等の整備において省エネ設備（LEDなど）を積極的に導入します。

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

2. 庁舎・施設管理等での取組

庁舎や施設の設備機器の更新の際に、温室効果ガス排出量の少ない設備機器に買い替えることが最も大きな効果を発揮しますが、それだけでなく、当該設備機器の運用改善、運転制御や補修・回収工事の際の工夫でも、大きな効果を得ることができます。庁舎・施設管理職員等は次の取組を推進します。

【庁舎等の保守・管理に関する取組】

項目	取組内容
熱源	密閉式冷却塔熱交換器のスケール除去
	冷却塔充てん剤の清掃
	冷却水の適正な水質管理
空調	温湿度センサー・コイル・フィルター等の清掃
照明	照明器具の定期的な保守及び点検

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

【庁舎等の設備・機器の運用改善に関する取組】

項目	取組内容
熱源	冷温水出口温度の適正化
	熱源台数制御装置の運転発停順位の適正化
	冷温水ポンプの冷温水流量の適正化
	蓄熱システムの運転スケジュールの適正化
	熱源機の運転圧力の適正化
	熱源機の停止時間の電源遮断
	熱源機のブロー量の適正化
	燃焼設備の空気比の適正化
空調	ウォーミングアップ時の外気取入停止
	空調機設備・熱源機の起動時刻の適正化
	暖房の混合使用によるエネルギー損失の防止
	除湿・再熱制御システムの再加熱運転の停止
受変電	コンデンサーのこまめな投入及び遮断（力率改善）
	変圧が不要な時期・時間帯における変圧器の停止
その他	庁舎の新築や増改築、設備機器の補修改修時には、再生可能エネルギーの導入についても検討する。

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

【庁舎・公共施設等の設備・機器の導入、更新に関する取組】

項目	取組内容
熱源	エネルギー消費効率の高い熱源機への更新
	経年劣化等により効率が低下したポンプの更新
	ヒートポンプシステムの導入
	ポンプ台数制御システムの導入
	ポンプの変流量制御システムの導入
	熱源機の台数制御システムの導入
	大温度差送風・送水システムの導入
	配管・バルブ類又は継手類・フランジ等の断熱強化
空調	空調対象範囲の細分化
	可変風量制御方式の導入
	ファンへの省エネベルトの導入
	エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新
	全熱交換器の導入
	スケジュール運転・断続運転制御システムの導入
受変電	エネルギー損失の少ない変圧器への更新
	デマンド制御の導入(ピーク電力の削減)
照明	高周波点灯形(Hf)蛍光灯への更新
	照明対象範囲の細分化
	初期照度補正又は調光制御のできる照明装置への更新
	人感センサーの導入
	高効率ランプへの更新
	LED照明の導入及び更新
昇降機	インバータ制御システムの導入
	人感センサーの導入
建物	高断熱ガラス・二重サッシの導入

参考:環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」-業務部門における排出の抑制等

【再生可能エネルギーに関する取組】

項目	取組内容
再生可能エネルギーの導入	太陽光・太陽熱の導入
	風力の導入
	小水力の導入
	地熱・地中熱等の導入
	バイオマスの導入

参考:環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」-業務部門における排出の抑制等

3. 地球温暖化対策担当課の取組

地球温暖化対策担当課は、関係各所の取組実態の報告を受けながら、温室効果ガスの削減に資する次の取組みを検討していきます。

① 職員等の意識啓発活動の推進

西原町全体全庁的に温室効果ガス削減の推進を定着化させるには、継続的な意識啓発が欠かせません。庁内掲示板等を活用し、職員等への意識啓発活動を推進します。

② 活動実績のとりまとめと公表

地球温暖化対策担当課は、各課等の所管施設等でのエネルギー使用量（温室効果ガス排出量の状況）やその他の取組結果等を取りまとめ、庁内掲示板等を活用し職員に報告します。また、地球温暖化対策担当課は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、措置及び施策の実施状況について、住民に分り易い形（町ホームページなど）で公表します。

第4章 計画の進行管理

進行管理の仕組み

「西原町地球温暖化対策実行計画」の仕組みは次のとおりです。

①計画 (Plan)

各課長等は、第2章（温室効果ガス排出量の目標）に示した温室効果ガス排出量の目標を達成するために、本計画の重要性、及び第3章（取組内容）に示した取組の励行等について各課係長・施設長等、及び職員等に周知徹底を図り、事務執行の際の温室効果ガス排出量削減（抑制）に関する取組を励行する。

②実行 (Do)

各課係長・施設長等、及び職員等は、課長等の指示に基づき、事務執行の際に省エネルギーを着実に実施し、温室効果ガス排出量の削減（抑制）に務める。

③点検・評価 (Check)

地球温暖化対策担当課は、各課から提出された「エネルギー使用量（温室効果ガス排出量の状況）」を取りまとめて、1年に1回、町長へ報告する。

④見直し (Action)

地球温暖化対策担当課は、報告を踏まえて、毎年、計画の進捗状況や取組成果等に関し総括し、必要に応じて計画の見直しを行う。

⑤実績の公表

地球温暖化対策担当課は、結果を含め、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、毎年1回、措置及び施策の実施状況について、住民に分り易い形（町ホームページなど）で公表する。

參考資料

別表 1 対象範囲施設等一覧

担当	関係施設等
企画財政課	—
総務課	西原町役場庁舎
	公用車（総務課管理）
生活環境安全課	リサイクルヤード
	資源ごみ収集車
こども福祉課	坂田保育所
	児童館（坂田児童館・西原児童館・西原東児童館）
土木課	公用車（土木課管理）
都市整備課	東崎都市緑地
上下水道課	公用車（上下水道課管理）
教育総務課	幼稚園（坂田・西原・西原東・西原南）
	小学校（坂田・西原・西原東・西原南）
	中学校（西原・西原東）
	学校給食共同調理場
	給食配送車
生涯学習課	中央公民館
	町立図書館
	町民体育館
	東崎公園